

大口町告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、町道路線を次のように認定する。

その関係図面は、告示の日から1週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）産業建設部建設課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月26日

大口町長 鈴木 雅 博

町道路線の認定

路線番号	路線名	起点	終点
858	町道 下小口158号線	下小口一丁目166番 1地先	下小口一丁目168番 地先

町道路線認定位置図

